

江東区公式 Instagram運用要領

令和7年6月4日
政策経営部 広報広聴課

(目的)

第1条 本要領は、江東区がInstagram（インスタグラム）の公式アカウントを区民等への魅力発信媒体として運用するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) Instagram

インターネット上で写真や動画を不特定のインターネット利用者に公開し、交流を行うことのできるSNSサービスをいう。

(2) 公式アカウント

江東区が運用するユーザー名から発信するInstagramページをいう。

(3) アカウント

Instagramを運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。

(4) フォロー

他のユーザーの投稿を常に自分が受信できるように、アカウントを登録することをいう。

(5) 「いいね」機能

他のアカウントまたはページの内容に対し、肯定的な意思を表示し、自らのアカウントとつながりを持つことができる機能をいう。

(運営主体)

第3条 公式アカウントの運営主体は江東区とし、アカウントの管理及び運用は広報広聴課が行う。

2 ユーザー名は、koto_city_official とする。

(運営主体等の明示)

第4条 広報広聴課は、本要領で定める公式アカウントの運営主体、発信内容について、Instagramページ内に明示する。

(アカウント運用者の明示)

第5条 広報広聴課は、なりすましによる誤情報の流布を防止するため、運営主体としてInstagramのユーザー名を区ホームページに明示し、周知する。

(学生広報サポーターの任命及び学生投稿)

第6条 区内在住・在学の学生を、学生広報サポーターに任命し、学生ならではの視点を活かし、若い世代を中心に共感を呼ぶ発信を行うことを目的として、公式アカウント内で学生投稿を行う。

(投稿内容)

第7条 公式アカウントでは、以下の情報を発信することとする。

- (1) 江東区のコンテンツ（イベント・食・観光・歴史・スポーツ・芸術等）
- (2) 学生広報サポーターが発信する投稿
- (3) その他広報広聴課長が適当と認める投稿

（コメント機能の使用）

第8条 投稿について、コメント機能を使用するが、原則としてコメントへの返信は行わないものとする。また、学生投稿については、コメント機能を使用しないものとする。

（コメントの削除）

第9条 他のユーザーは、公式アカウントに際して、下記のコメントを行ってはならないものとする。また、コメント内容が下記に該当すると判断した場合は、他のユーザーに予告なく削除その他必要な措置を講じることができる。

- (1) 投稿の内容に関係がないと思われるもの
- (2) 法令等に違反し、または違反するおそれがあるもの
- (3) 区または特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (4) 政治および宗教活動を目的とするもの
- (5) 著作権、商標権、肖像権等第三者の知的所有権を侵害または侵害するおそれのあるもの
- (6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (7) 人種、思想、信条等の差別または差別を助長させるもの
- (8) 公の秩序または善良の風俗に反するもの
- (9) 虚偽及び事実と異なるものならびに単なる噂（噂を助長させるものを含む）
- (10) 本人の承諾なく個人情報等を特定、開示、漏洩する等プライバシーを害するもの
- (11) 有害なプログラム等に誘導するもの
- (12) わいせつな表現等を含む不適切なもの
- (13) 他のユーザーまたは第三者等になりすますもの
- (14) 前各号に掲げるもののほか、区が不適切と判断したもの及びこれらの内容を含むホームページ等へのリンクへ誘導するもの

（メッセージ機能の使用）

第10条 公式アカウントに対するメッセージへの返信は行わないものとする。ただし、運用上必要が生じた場合は、この限りではない。

（個人情報の取得）

第11条 メッセージ等を使用して収集した個人情報の利用及び管理については、個人情報の保護に関する法律等の規定を遵守するものとする。

（フォロー機能の使用）

第12条 フォローする対象は、地域との交流を目的に区が適切と認めるアカウントのみ行うものとする。

（「いいね」機能の使用）

第13条 原則として、「いいね」機能は使用しないものとする。

(運用要領の変更)

第14条 本要領は必要に応じて変更するものとし、その場合は、変更の旨とその内容を、公式アカウント又は区ホームページに明示し、周知する。

(その他)

第15条 その他、本要領の実施について必要な事項は、広報広聴課長が別に定める。

付 則

本要領は、令和7年6月4日から施行する。